

マイナ保険証について

令和3年10月20日からマイナンバーカードの健康保険証利用（＝マイナ保険証）が本格運用となり、マイナンバー法等の一部改正により令和6年12月2日付けで健康保険証の廃止が決定しています。既に発行済の健康保険証については施行後1年間（先に有効期間が到来する場合は有効期間まで）は有効となります。

※マイナ保険証を保有していない方については当面の間、申請によらず「資格確認書」が交付されます。

参考：発行済の健康保険証の取扱いについて マイナンバー法等の一部改正法

○ 発行済みの健康保険証については、健康保険証廃止後、1年間（有効期間が先に到来する場合は有効期間までの間）、有効とみなす経過措置を設けている。

公布日：令和5年6月9日

施行日：公布日から1年6月以内の政令で定める日

廃止から最長1年間有効

施行日
(令和6年秋)

施行日から1年目の前日まで
(令和7年秋)

国保の保険証の有効期間は1年又は2年
後期高齢者医療の保険証の有効期間は1年※

【令和6年8月発行の例】



保険証

8月

発行時の有効期間が1年の場合 令和7年7月末まで

有効期間を令和7年秋まで延長して発行した場合

【令和6年6月発行の例】



保険証

6月

発行時の有効期間が2年の場合 ⇒ 令和7年秋まで

被用者保険の保険証は
有効期間の設定がない



保険証

有効期間の設定がない場合 ⇒ 令和7年秋まで

(注) 短期被保険者証、被保険者資格証明書も同様とする

※一部の後期高齢者医療広域連合では、2年

引用：令和5年6月29日 社会保障審議会医療保険部会資料

マイナンバーカードは本人確認のための身分証明書として利用できるほか、自治体サービス、e-Tax等の電子証明書を利用した電子申請等、様々なサービスにもご利用できます。また、先日、令和8年に導入予定の次期マイナンバーカードについて最終案が取りまとめられたところです。当院では、令和4年7月からマイナ保険証の体制を導入しております。

マイナ保険証用の「顔認証機能付きカードリーダー」は初診窓口に設置していますのでご利用ください。

とっても簡単!

マイナ保険証

受診の際は毎回お持ちください

1 来院

マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。

マイナンバーカード

2 本人確認

顔認証または
4桁の暗証番号を入力してください。

顔認証

暗証番号

顔写真と入力してOK

暗証番号を入力してOK

or

3 同意の確認

診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を
利用します

同意しない

同意する

（40歳以上対象）
過去の情報を
利用します

過去1年間の診療・服薬・健診情報
を本人の同意なく利用する場合があります。
この利用は、診療・服薬・健診の
提供に必要です。

同意しない（40歳未満）

同意する

4 受付完了

診察までお待ちください。

カードを忘れずに!

※顔認証機能利用を拒否する方は、顔認証・暗証番号のいずれかをお選びください。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare